

車での避難・安全確保について

1 概要

風水害により、車により緊急避難し車内で安全を確保することに対応するため、車中避難場所を確保することとする。

2 背景・理由

- コロナ禍においては指定緊急避難場所・指定避難所での3密回避のため分散避難をする必要がある。
- コロナ禍の中、立退き避難が必要な住民が避難を躊躇しないようにする必要がある。
- 風水害時において、車による広域的な避難に対応する必要がある。

3 車中避難場所の候補地

- 原則として、市町村公共施設、民間施設は200台以上、府管理施設は約20台以上を収容できる駐車場とする。
- 原則として、洪水浸水想定区域外及び土砂災害警戒区域外であることとする。
- このほか、市町村の判断により必要とする場所とする。

4 車中避難場所の運用

- 風水害を対象災害とし、概ね一晩のみの対応とする。
- 原則として要員は配置せず、避難者の管理はしない。
- 夜間・休日も含め、市町村から車中避難場所開設要請があった場合又は避難情報が発令された場合（※）は、駐車場を車中避難場所として開放する。
※ 常時開放されている駐車場については、避難情報が発令された時点で自動的に車中避難場所として活用できることとする。
- 車中避難場所に必要となる資機材等について検討。

5 車中避難場所に係る周知・支援

- 車中避難場所を京都府ホームページで公表し、府民へ周知する。
- 公表に当たっては、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒の危険性があるため、各自で健康管理に留意するよう注意喚起する。